

第七十四卷

抑之推定ハ證據ノ一般ノ目録中ニ入ルト雖モ

其性質全ク特別ナルノ故ヲ以テ之ヲ證據トシ

分別スルヲ得ルニ是レ時トシテハ或ハ事定ム

推定目的ナルハ其事實ニ付テハ斯ク如ク證據

據ヲ出スニ及ハズト云フ者アル所以ナリ然レ

此總ニ混淆シテ歸スル爲メ此種ノ證據ハ

ワルニ特別ナル名稱ヲ以テスルノニ於テ足レ

リトシ是レ本法ニ於テ之ヲ名クテ間接證據ト

云ヒ以テ直接證據ト名稱セシ證據ト稱ス

第七十四卷... 三... 附... 記...

類ノ及對セシメテ凡ソ以テリ葉ニ章考看

間接語據ノ名稱ハ論文ニ掲ケル如ク知レタル

事實ナリ知レサル事實ト推察ニケル結果ナル

性質ヲシテ一層明ナラシムル為メニ之ヲ採用

セリ

諸種ノ推定ノ各別ニ說明スルニ當リ其推測ハ

凡性質ヲ認ムルノ時急ラサル可シ何トナシハ

推定ハ只概相ニ選タリ凡モニシテ無形土ノ

證據ト稱スル證據ハ種類ニ屬スルナリ例シ

テ一般ノ想定ハ觀念ヲ明カニセサルモノアル

テ一般に想定、觀念ヲ明カニセサルモノアル

所以ハ蓋シ或ル推定ハ法律上判事ヲシテ確定

ト認メシムル如ク信憑力ヲ有スルヲ有ルニ因

ル然レハ法律上又ハ裁判上ノ確定トモ稱スル

ヲ得ヘク此確實ハ哲學上ノ確定トハ似サルナ

リ

今ヨリ最モ鞏固ナル法律上ノ推定ナル既判事

物ノカニ過例ヲ取リ以テ本法ノ立又ハ説明ニ

可シ即チ或寧ニ假ニ裁判上ノ決定アリテ右ニ

圖シ總テ上新ノ方法ヲ盡シカレハ法律ハ裁判

判所ノ認メタル所ヲ以テ真理ナリト推定ス事

七十八條 参考故、一方ヨリ他ノ一方ニ對シテ

同一ノ新ヲ起スルニ於テハ其新ハ既判力ニ基

キ辯論ヲ爲サシメテ直ニ之ヲ防止スル事去

十九條 参考者然レモ此真理ヲリトノ推定ハ只推

測ニ過ラサルヲ認メサル可カラサルモノニ

シテ裁判上ノ錯誤ハ事實ノ点ニ於テモ法律ノ

点ニ於テ免ル能ハリル所ナリ而シテ先ツ裁

判上ノ決定カ攻撃スルヲ得サルモノト爲リ

ル場合ニ於テ之ハ真理ナリトシテ法律上ノ保証

ヲ附スル人等々奇怪ナルヲ免カシスルニ

ヲ附スルハ奇怪タルヲ免カレズ

命條理カ新ナル訴ノ新事ノ為以前ニ認ナク

レ又ハ宣告セラレタル事堂ニ付テ絶對ノ確實

ヲ附スルヲ忌ムトスルモ公ノ秩序ハ訴訟ノ統

結スル為メ之ニ斯ルカヲ附スルヲ必要ナリ

トス然ラサレハ絶ヘス同一ノ事ヲ更新シ恐ク

ハ同一ノ情事若順著シ勝訴シ又敗訴シ數回同

一ノ訴ヲ起スニ至ル可ケシハナリ

推定ニ據アリ即ケ其ハ法律上其モノニ依

リ認定セラルタルモノニシテ名ケテ法律上ノ

據定ト謂ヒ他ノ一ハ法律カ裁判官ノ明察ト注

意ト、子々ルモノ、シテ其心証ヲ定ケ可キ

歸納又ハ推測ニ導キテ得ルモノナリ故ニ名ケ

テ事實ノ推定ト云フ

此推定ノ名稱ハ特ニ一節ノ規定ヲ設ケタ

リ

已ニ證據編ノ初ニ於テ説キタル所ヲ再言スヘ

シ即チ推定ハ民事訴訟法中ニ何等ノ規定ヲモ

有セサルヘキ是レナリ

第壹節 法律上ノ推定

第百五節

法律上ノ推定

第七十五條

總テ、法律上ノ推定ハ同一ノ証據カク有セズ

其中ニハ原則上何カ、反証ヲモ許サズ全ク侵

ス可カラザルモノニシテ殊ニ絶対ノ名ノ適當

スル推定アリ或ハ單ニ法律ノ定メタル或ハ反

証ヲ許ス推定アリ又總テノ反証ヲ許サレ為メ

ニ輕易ノモノト稱スル推定アリ

第ニハ階級ニ屬スル推定ヲ才一ノ推定ト區別

スル為メ才一ヲ公益ニ関スル推定ト名ツケ才

第	一	款	別	推	=	原	ヲ	ケ	甚	ニ
一	款	款	定	定	足	則	許	タ	々	ヲ
第	一	設	ノ	此	ラ	上	ス	ル	異	私
一	款	ス	此	三	レ	何	可	ハ	ナ	益
		ル	箇	ノ		レ	キ	才	リ	ニ
		コ	ノ	階		反	モ	ノ	タ	関
		ト	級	ア		証	一	推	ル	ス
		ヲ	級	ル		ヲ	ノ	定	此	ル
		要	ア	力		モ	推	=	二	推
		ス	ル	故		許	定	対	種	定
			力	=		サ	=	シ	ノ	ト
			故	之		ル	対	テ	利	名
			=	力		ト	シ	ハ	益	ツ
			為	為		ヲ	テ	常	=	ク
			メ	之		ハ	ハ	=	基	リ
			当	力		テ	テ	或	ク	蓋
			然	為		ハ	テ	ル	区	ニ
				メ		テ	テ	反	別	常
				當		テ	テ	証	ヲ	=
				然		モ	モ		設	

推定

公益ニ関スル完全ナル法律上

メ当然

第七十六條

前段ニ於テ法律上ノ推定ノ才一ノ階級ニ付キ

說明タルコト有ルニテ拘ハラス本條カ其推定ハ

法律ノ定メタル場合ニ於テ其定メタル方法ヲ

以テスル反証ヲ許ス可キコトヲ規定シタルハ

甚ク警惕スルキモ然レトモ立法者ハ

其適當ノ思料スル場合ニ於テ此反証ヲ禁スル

コトヲ得ズ且夫レ後ニ到リ既判カ種々ノ程度ヲ

有レ且上訴カ猶ホ許サレ、場合ニ於テ其上訴

ハ最初ノ判事ハ認メタリシニ反シ、對シ反証ヲ供

又見下許スク見ル可也(次条参看)又或几時効

公人秩序ニ関スルモ仍ホ或几種類ノ反証ヲ

許スル有リ(才百六十七条参看)

法律ノ豫見ニシテ制限ニ從テ以反証ノ届保ハ

才一階級ノ推定ヲ才二階級ニ推定ト混セシメ

カル可シ何トナレハ才二階級ノ推定ハ法律ノ

留保ニシタル反証ノ外常ニ任意又ハ裁判上ノ訊

問相基久ノ反証ヲ許セハナリ(才八十六条末項

参看)

時効ハ完全ニシテ之益ニ関スル推定ノ才二十

リ延レトモ其理論重要ニシテ且詳細ノ規定ヲ

本	第	八	二	八	法	八	法	要	リ
条	七	反	付	此	二	推	律	ス	然
ノ	十	証	テ	原	於	定	ハ	ル	レ
明	七	ヲ	ハ	則	テ	、	又	カ	ト
文	條	許	右	二	右	ニ	公	故	モ
ニ		サ	特	依	ニ	益	ニ	特	其
後		ハ	別	リ	等	ニ	ニ	ニ	理
フ		ル	法	テ	ニ	関	関	論	重
ト		可	カ	支	キ	ス	ル	要	要
キ		キ	留	配	他	ル	絶	才	ニ
ハ		ル	保	セ	ノ	レ	对	ニ	ニ
既		ル	ル	テ	推	氏	テ	部	且
判		ル	夕	ル	定	他	ナ	ヲ	詳
カ		ル	ル	可	ル	日	ル	設	細
ハ		ル	場	ク	ル	若	ニ	タ	リ
判		ル	合	ニ	ル	シ	箇	リ	
決		ル	ニ	テ	ル	或	ノ		
ノ		ル	非	テ	ル	ル	法		
主		ル	サ	テ	ル	特	律		
文		ル	レ	定	ル	別	上		

時効
完全
益
推定
才ニ

理由	主	ナ	モ	ハ	カ	フ	不	二
由	文	ラ	亦	主	主	二	判	付
アリ	ハ	レ	多	文	文	殆	變	セ
ト	実	ム	少	ノ	ト	レ	ノ	リ
シ	ニ	ル	ノ	範	密	ト	理	ル
又	判	コ	既	圍	接	同	由	モ
ハ	變	ト	判	ヲ	ノ	一	ニ	ノ
之	裁	ク	力	減	圍	ナ	ハ	ト
ヲ	判	ク	ヲ	ス	條	リ	既	ス
棄	不	ス	認	ハ	ヲ	ト	判	差
却	カ	レ	メ	キ	有	ス	力	シ
シ	或	ル	以	場	ニ	然	存	之
同	ル	都	テ	合	之	レ	ス	ヲ
時	請	合	前	ニ	ヲ	ト	ル	換
ニ	求	々	記	於	分	モ	コ	言
其	又	ル	ノ	テ	離	判	ト	ス
結	ハ	コ	排	ハ	ス	變	ナ	ル
果	抗	ト	斥	理	ル	ノ	レ	ト
ト	弁	明	シ	由	ト	理	ト	キ
	ヲ	カ	寛	ニ	キ	由	云	

二
 判
 後
 執
 行
 タ
 ル
 ハ
 キ
 或
 ル
 所
 爲
 ノ
 命
 令
 又
 ハ

理由
由
下
り
ト
シ
又
ハ
之
ヲ
棄
却
シ
居
時
ニ
其
結
果
ト

レ
テ
判
決
ノ
執
行
タ
ル
ハ
キ
或
ル
不
為
ノ
命
令
又
ハ

禁
テ
為
ス
部
分
ナ
リ

然
レ
ト
モ
此
主
文
ハ
屢
其
理
由
ト
分
ツ
コ
ト
ヲ
得
サ

ル
モ
ノ
ナ
リ
実
ニ
判
決
ノ
如
何
及
ヒ
既
判
力
ノ
存
ス

ル
取
テ
知
ル
ハ
屢
々
主
文
ニ
非
ス
レ
テ
却
テ
其
理
由

ニ
依
テ
サ
ル
ヲ
得
サ
ル
モ
ノ
ナ
リ
今
裁
判
不
力
原
告

ノ
或
ル
特
定
物
ノ
不
有
者
タ
ル
コ
ト
又
ハ
然
ラ
サ
ル

コ
ト
若
ク
ハ
或
人
ニ
對
シ
債
権
ヲ
有
ス
ル
コ
ト
又
ハ

之
ヲ
有
セ
サ
ル
コ
ト
ヲ
判
決
シ
タ
ル
場
合
ニ
於
テ
若

レ
如
何
ナ
ル
理
由
ニ
依
テ
請
求
又
ハ
抗
弁
力
採
用
セ

ラ	シ	シ	可	、	今	得	受	シ	ラ
レ	タ	此	有	回	原	シ	ク	ソ	レ
若	ル	場	者	復	告	ヤ	ル	当	若
ク	相	合	ニ	ク	カ		為	事	ク
ル	手	ニ	非	請	買		メ	者	ル
棄	方	於	サ	求	主		同	ノ	棄
却	ノ	テ	ル	セ	タ		一	一	却
セ	受	原	モ	シ	ル		ノ	方	セ
ラ	遺	告	ノ	タ	ル		訴	又	ラ
レ	者	ハ	ト	ニ	ニ		テ	ハ	レ
タ	ト	或	判	裁	ト		起	他	タ
ル	シ	ハ	決	判	理		ス	ノ	ル
ヤ	テ	其	シ	买	由		ク	一	ヤ
ク	可	賣	タ	ハ	ト		防	方	ク
知	有	主	リ	原	シ		止	カ	知
ラ	者	ナ	ト	告	テ		ス	再	ラ
ス	タ	リ	仮	ク	或		ル	七	ス
レ	ル	ト	定	以	ル		コ	裁	レ
ハ	コ	主	ス	テ	物		ト	判	ハ
為	ト	張	ハ	其	件		ヲ	ヲ	為

フ
 得
 へ
 し
 然
 る
 ニ
 受
 遺
 者
 ト
 シ
 テ
 更
 ニ
 其
 回
 復
 ヲ
 請

リ	ス	之	裁	又	若	全	却	リ	求
ト	ル	=	判	ハ	シ	負	シ	ト	ス
云	=	及	決	特	判	テ	タ	ス	ル
フ	過	之	ス	別	爰	賣	ル	又	コ
ク	キ	ヲ	決	ノ	ノ	買	ト	貸	ト
得	サ	若	ニ	法	理	代	キ	金	ヲ
ス	ル	シ	タ	文	由	金	ト	ト	得
故	ト	其	ル	ヨ	カ	ト	シ	シ	ス
=	キ	理	法	リ	其	シ	テ	請	ト
既	ハ	由	律	生	訴	テ	請	求	云
判	主	力	矣	ニ	訟	求	ス	ヲ	フ
カ	文	單	=	タ	、	ル	ル	為	カ
ク	ノ	=	存	ル	場	ヲ	テ	シ	如
有	実	推	ス	ト	合	妨	ニ	キ	ハ
ス	債	論	ハ	キ	=	ク	吾	ハ	実
ル	タ	ノ	シ	ハ	債	コ	シ	ニ	不
コ	ル	性		既	ス	フ	フ	当	十
ト	部	質		判	ル	同	一	ナ	
無	分	ヲ		力	一	一	ノ		
シ	ナ	有		ハ	般	ヤ			

得ハシ然ルニ受遺者トシテ更ニ其回復ヲ請
 求スルコトヲ得スト云フカ如キハ実ニ不当ナ
 リトス又貸金トシテ請求ヲ為シ裁判スルカ之ヲ棄
 却シタルトキト雖モ之カ為メニ吾ニフ同一ノ
 全負テ賣買代金トシテ請求スルヲ妨ク可シヤ
 若シ判爰ノ理由カ其訴訟、場合ニ債スル一般
 又ハ特別ノ法文ヨリ生ニタルトキハ既判力ハ
 裁判スル決ニタル法律矣ニ存スハシ
 之ニ及之ヲ若シ其理由カ單ニ推論ノ性質ヲ有
 スルニ過キサルトキハ主文ノ実債タル部外ナ
 リト云フク得ス故ニ既判力ク有スルコト無シ

才七十八條

既判事物ノ眞理ト推定セラルトハ頗ル有名ニ

レテ頗ル必要ニ且其適用極メテ多キ羅馬法ノ

格言ニレテ本法ハ之ヲ明文ニ記載スルコトヲ

憚ラサリシナリ

然レモ未タ上訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ判變ト確

定ト爲リタル判決トノ間ニハ一々區別ヲ爲サ

ル可カラズ

然レトモ或ル判變カ猶ホ通常又ハ非常ト上訴

ヲ受ク可キ場合ニ於テ其上訴カ理由アルト否

ス	ヲ	ヲ	障	内	リ	ル	フ	テ	ト
ル	為	得	又	ニ	是	又	ヲ	其	シ
為	シ	ル	ハ	在	レ	ハ	得	判	問
メ	タ	テ	扣	テ	或	變	ス	變	ハ
定	ル	以	訴	執	ル	更	其	ハ	ス
メ	モ	ナ	ヲ	行	種	セ	カ	少	唯
タ	其	リ	為	ス	類	ラ	ハ	シ	此
ル	結	然	シ	ル	ノ	レ	既	モ	上
期	果	レ	タ	ヲ	判	サ	ニ	既	訴
間	ナ	此	ト	得	變	ル	成	判	ヲ
、	キ	既	キ	ハ	カ	限	立	事	為
満	カ	判	ト	キ	故	リ	シ	物	シ
了	又	事	虫	ノ	障	ハ	右	、	得
シ	ハ	物	モ	三	又	存	ノ	カ	ハ
タ	其	ノ	執	十	ハ	続	判	ラ	キ
ル	上	カ	行	ラ	扣	ス	變	有	ノ
片	訴	ハ	ス	ス	訴	ル	力	セ	一
ニ	ヲ	上	ル	尚	ノ	モ	取	ス	事
非	受	訴	下	未	期	ノ	消	ト	ヲ
サ	理			故	間	ナ	弁	謂	以

ヲ受ク可キ場合ニ於テ其ノ上訴カ理由アリト否

力	雷	ニ	ヲ	ノ	唯	ス	ニ	ス	レ
満	ニ	區	得	後	或	ル	レ	可	ハ
了	上	別	ル	長	ル	為	テ	キ	確
セ	訴	ヲ	カ	キ	種	メ	他	方	定
ヤ	ノ	為	故	時	類	總	ノ	法	ノ
ル	為	サ	ニ	間	ノ	テ	方	ハ	モ
ノ	サ	レ	通	ヲ	上	其	法	右	ノ
一	レ	ニ	常	注	訴	効	ハ	ニ	ト
事	タ	可	ノ	タ	ノ	テ	判	掲	成
ニ	ル	カ	上	ル	方	キ	決	タ	テ
依	片	ラ	訴	後	法	モ	ヲ	ル	ス
リ	ノ	ス	ト	ニ	特	ノ	取	如	而
一	之	即	非	ヨ	ニ	ナ	消	キ	レ
般	ナ	テ	常	リ	再	リ	シ	上	テ
ニ	ラ	テ	ノ	之	審		又	訴	此
裁	ス	テ	上	ヲ	ノ		ハ	ニ	判
判	上	訴	訴	為	訴		其	限	決
執	訴	上	ト	ス	ハ		力	ル	ヲ
行	期	訴	ノ	エ	判		ヲ	モ	打
ク	間	ハ	間	ト	変		減	ノ	破

事
 上
 又
 ト
 難
 之
 二
 反
 之
 非
 常
 上
 訴
 判
 外
 力

カ満了セケルノ一事ニ依リ一般ニ裁判執行ヲ

停止スト雖モ之ニ反シテ非常ノ上訴ハ例外ノ

場合ヲ除キテハ裁判執行ヲ妨ケス

以上ニ掲グルル本条才ニ項ヲ説明スルト同

時ニ反対ノ証據ニ関シ前条ニ於テ為シタル留

保ノ事ヲ明ナラシムルニ是ル可シ

此推定ハ何レノ莫ヨリ觀察スルモ公ノ秩序ニ

関スルモノナルカ故ニ当事者ハ上訴ノ方法ヲ

抛弃シ又ニ其期間ヲ減縮スルトヲ得ヘシト

スルモ尚ホ法律ノ許サレ場合ニ是れノ上訴

ノ一ヲ留保スルヲ得ス又其期間ヲ伸長スル

トヲ得サレハ勿論ナリ若シ當事者是レノ事ヲ

合意ニタルハ裁判スル職權ヲ以テ其合意ヲ

不成立トモト爲ス可シ

第七十九條及七十八條

法律ハ此ニ依テ判決力確定ト爲リ然レ場

合ニ於テ既判力ヲ示シ既ニ右ノ判決ノ目的

ヲリニ付キ更ニ請求又ハ抗辯ノ方法ヲ以

テ裁判上ノ新決定ヲ得ニトスル一切ノ企ニ對

シ一箇ノ不受理ノ理由ヲ確定シタリ

此不受理ノ原因ハ當事者ヨリ之ヲ援用ス可キ

此不受理、原因ハ當事者ヨリ之ヲ援用ス可キ

ヤ將テ裁判取職權ヲ以テ之ヲ補充スルヲ得

ハナヤハ、一 暨ニ関シ法律ニ直チニ一ノ區別ヲ設

ケタリ係ルル當事者ハ一方又其相手方ヲ

第一、若シ才一ノ判變力公ノ秩序ニ関スルト

キハ裁判所ハ既ニ判決ヲ受ケタル請求又ハ抗

弁ヲ再ニ提起スルヲ職權ヲ以テ退ケル可

カラス而シテ茲ニ法文ト共ニ注意セザル可力

ラサレト有リ他ナシ其公ノ秩序ハ判變中ハ至

矣、一ニ関スルヲ以テ是レリトスルト即チ是

ナリ故ニ公ノ秩序ニ関スル事項ハ判決ノ總體

從	此	ス	ヲ	片	第	ノ	ノ	ヲ	ニ
ニ	ノ	裁	要	ハ	二	一	主	為	存
既	如	判	ニ	既	判	ノ	矣	ス	セ
判	ク	事	裁	判	決	関	ノ	下	リ
事	ナ	物	判	事	ニ	係	間	ヲ	ル
物	ル	ノ	所	物	於	ア	ニ	得	中
ノ	カ	職	職	ノ	テ	レ	人	ス	ト
抗	故	権	権	抗	テ	ハ	其	何	虫
弁	ニ	ヲ	ヲ	辯	定	ナ	判	ト	ニ
モ	才	以	テ	ヲ	大	ク	受	ナ	裁
亦	一	テ	之	當	夕	ル	ヲ	レ	判
公	ノ	ヲ	ヲ	事	ル	所	以	ル	判
益	判	補	充	者	カ	利	テ	不	各
又	決	ス	ル	ヨ	力	益	可	分	部
ハ	ノ	ル	ト	リ	ニ	ニ	分	ト	ニ
私	性	下	ヲ	対	關	ス	レ	為	之
益	負	下	ヲ	抗	ス	ル	為	ス	カ
ニ	如	得	得	ス	ル	ル	所	種	判
關	何	得	得	ル	ル	ル	所	々	決
ス	ニ	得	得	ル	ル	ル	所	々	決

徳
七
既
判
事
物
、
抗
弁
王
亦
公
益
又
、
私
元
益
、
毀
入

爰	へ	シ	層	ト	夕	ル	訟	然	ト
ヲ	シ	タ	大	リ	ル	エ	ニ	シ	云
以	或	ル	ナ	得	者	ト	関	テ	フ
テ	々	者	ル	へ	又	リ	係	利	リ
更	之	ハ	敗	シ	ハ	得	シ	害	得
ニ	リ	一	訴	何	才	へ	タ	ノ	ハ
一	之	層	ヲ	ト	一	ク	ル	関	シ
層	ニ	完	為	ナ	ノ	即	当	係	テ
利	反	全	サ	レ	訴	テ	事	ヲ	有
益	シ	ナ	シ	大	訟	才	者	ス	ル
ナ	テ	ル	ニ	敗	ニ	一	、	凡	当
ル	取	勝	下	訴	勝	ノ	一	方	事
判	訴	訴	リ	シ	訴	訴	方	又	者
決	シ	ヲ	恐	タ	シ	訟	ハ	其	ハ
ヲ	タ	希	ル	ル	タ	於	相	手	最
得	ル	望	へ	者	ル	テ	手	方	初
シ	者	ス	ク	ハ	者	テ	方	夕	大
ニ	ハ	ル	文	更	又	敗	方	訴	訴
レ	新	ク	勝	ニ	ル	訴	夕		
ヲ	判	得	訴	一	ニ	シ			

ノ	然	予	ヲ	セ	ル	ヲ	其	判	望
確	レ	リ	補	カ	ニ	援	利	シ	ム
定	レ	リ	充	ル	執	用	益	受	可
ト	レ	リ	ス	下	心	ス	ナ	ケ	ク
訴	レ	リ	ル	有	ナ	可	リ	レ	又
訟	レ	リ	ト	ル	ル	レ	ト	テ	勝
ノ	レ	リ	ト	可	ト	若	思	テ	訴
減	レ	リ	ヲ	レ	キ	シ	料	テ	ニ
少	レ	リ	得	裁	共	當	ス	ル	タ
ト	レ	リ	ル	判	ニ	事	ル	可	ル
ウ	レ	リ	ル	所	既	者	所	ケ	者
望	レ	リ	ル	カ	判	双	ニ	ル	一
ム	レ	リ	実	職	力	方	從	ハ	更
可	レ	リ	ニ	権	ノ	共	レ	ナ	ニ
キ	レ	リ	斯	ヲ	抗	ニ	既	リ	不
力	レ	リ	分	以	弁	新	判	故	利
故	レ	リ	如	テ	ヲ	判	力	ニ	益
ニ	レ	リ	規	其	テ	改	ノ	各	十
裁	レ	リ	場	抗	援	シ	抗	自	ル
判	レ	リ	合	弁	用	得	弁	判	判

天
 常
 二
 裁
 確
 カ
 久
 一
 一
 青
 水
 又
 一
 九
 解
 二
 等

確定ト訴訟ノ減少ト望ム可キカ故ニ裁判

可ハ常ニ職權ヲ以テ一々請求又ハ抗弁ニ等

ニキ新請求又ハ新抗弁ヲ退クルトテ得ル可

カラスト信スル者アラレ然レ氏斯ノ如キハ裁

判所ノ為メ非常ニ困難ナル可ニ察ヒ當事者一

方カ此抗弁ヲ提出シテ裁判所ヲ補助スルトキ

ト亟モ其抗弁カ条件ヲ具備スルヤ否ヤ審査ス

ルエト甚タ困難ナルヲ知ラハ法律カ才一ノ到

決ノ公ハ秩序ニ関スル場合ニ非サレハ職權ヲ

以テ既判事物ノ抗弁ヲ補充スルノ權限ヲ裁判

可ニ莫ヘサレトテ解スヘシ而テ益ニ可謂

云	又	詳	争	雅	吾	第	又	如	工
フ	ハ	細	同	ハ	人	八	ル	何	ル
ニ	テ	ノ	一	新	云	十	公	ニ	公
止	即	説	ナ	ナ	フ	一	益	関	ノ
マ	ク	明	ル	七	テ	条	ト	セ	秩
テ	本	ク	ヤ	争	前	因	同	ス	序
サ	法	ヲ	テ	力	ニ	裁	一	總	ト
ル	ハ	為	認	既	述	七	ナ	テ	ニ
事	旧	ス	ム	ニ	ハ	常	ラ	之	論
是	請	前	ル	才	タ	事	サ	ク	者
ナ	求	ニ	ニ	一	ル	味	九	ヲ	カ
リ	ト	於	在	ハ	如	大	ナ	維	判
何	比	テ	リ	ク	ク	方	リ	持	変
ト	較	先	ト	判	此	新	非	セ	ノ
ナ	シ	ツ	ス	変	事	乾	非	ル	目
レ	テ	一	ニ	ノ	項	新	非	カ	的
ハ	新	ノ	ニ	目	ノ	物	非	為	ト
既	請	注	ニ	的	一	大	非	ス	ス
判	求	意	ニ	タ	大	困	非	ニ	ル
力	ト	ヲ	為	リ	困		非	至	取
				シ			非	張	

一
 着
 水
 二
 意
 用
 也
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

云フニ止マラサレ事是ナリ何トナレハ既判力

ハ請承ニ適用セラルルニテナラズ猶ホ抗弁ニ

適用セラルルニテナリ實際ニ於テハ既判力ニ依

リテ退テテ可キハ最モ屬テ新求タル可キヤ

疑キキ所下ニテ學說上ニ於テモ抗弁ナリ寧ロ

請求ニ付テ其適用例ヲ取ルヲ得ヘシ然レモ既判

力ハ請求ト抗弁トニ適用ス可キモノナラズハ法

律ハ只一箇ノ場合ニテ規定スルニ止ル如キ

テテ避ケサレ可ラスニテハ

故ニ總テハ混淆ヲ避ケテ常ニ二箇ノ語辭ヲ用ヒ

井テシカ為メハ争又ハ主張ト云フコトヲ得可

是	効	シ	之	シ	一	又	シ	ト	シ
十	ノ	タ	ト	外	十	当	タ	リ	ス
ナ	抗	心	有	ル	テ	事	凡	包	斯
リ	弁	心	九	者	テ	者	同	含	ク
此	ヲ	契	可	カ	テ	者	一	ス	ナ
場	以	約	シ	次	テ	地	ノ	ル	ル
合	テ	者	例	テ	原	位	争	十	中
ニ	対	カ	ハ	被	告	ハ	云	リ	ハ
於	抗	次	契	告	ト	最	ヒ	才	此
テ	セ	テ	約	ト	シ	初	シ	七	各
ハ	ト	契	無	シ	テ	ノ	ハ	十	語
既	主	約	効	テ	一	訴	即	九	辭
力	張	履	ノ	同	ノ	後	今	条	中
ニ	ス	行	訴	一	ノ	ノ	之	ニ	二
因	ル	テ	テ	ノ	主	訴	カ	裁	抗
リ	カ	訴	テ	主	張	ニ	為	判	弁
テ	如	追	起	張	ヲ	於	メ	ス	ト
過	キ	テ	シ	ヲ	為	テ	十	ニ	請
止	即	受	敗	為	シ	同	リ	為	求
セ	無	テ	訴	ス	敗				
		無	訴	ス	訴				

セ	ノ	ノ	ル	主	故	シ	ニ	ノ	テ
ラ	同	特	下	張	ニ	一	関	抗	ル
レ	一	別	ノ	カ	既		ス	弁	可
タ	十	十	法	同	判		ル	アリ	シ
ル	九	二	文	一	力		同	ト	此
事	一	三	ニ	十	ノ		一	云	場
実	即	箇	特	二	抗		ノ	フ	合
ハ	今	ハ	ニ	一	弁		争	一	ニ
同	主	同	注	テ	ア		又	一	於
一	張	一	意	要	ル		ハ	一	テ
十	サ	ヨ	ヲ	ス	為		同	一	ハ
九	レ	リ	加	而	マ		一	不	同
一	タ	成	ヘ	シ	ニ		ノ	精	一
主	ル	レ	テ	テ	ハ		主	確	ノ
張	権	ル	指	此	二		張	ナ	諸
ノ	利	モ	定	争	箇		ア	ル	求
原	又	ノ	ニ	ノ	ノ		ル	ヤ	又
因	ハ	十	夕	同	一		疑	十	ハ
ハ	陳	リ	ル	一	十		十	無	同
同	述	争	不					効	一

十
 是
 十
 一
 此
 場
 合
 二
 於
 テ
 ハ
 既
 力
 二
 因
 リ
 テ
 退
 止
 セ

一十九 一 当 事 者 一 同 一 十 九 一 即 十 是 十 一

实 二 目 的 原 由 及 七 当 事 者 八 总 十 一 章 二 於 十 九

三 箇 一 元 素 二 三 天 其 各 箇 八 以 下 一 三 箇 除 二 逐

次 之 一 規 定 也 一 三 箇 一 以 下 一 三 箇 除 二 逐

一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一

一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一

一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一

一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一

一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一

一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一

一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一 同 一 十 九 一

第八十二條

本條之目的同一ノ下ニ関スルモノニシテ

其目的前條ニ云ハル如ク或ハ追認ヲ請求ス

ル一ノ物上又ハ對人ノ權利タルヲ得ハリ或ハ

裁判上ノ利益ヲ得ル為メ調査及ヒ証明ヲ請求

スル一ノ事實タルヲ得ハレ例ハ一ノ弁済債務ノ

免除免責時効ノ如キ即チ是ナリ此場合ニ於テ

ハ請求ヨリハ寧ロ答辯又ハ抗弁アルモノニシ

テ或ル義務ヲ免カレタリト主張スル者ハ自己

ノ為メ權利ヲ下ラザル主張セズト虽氏他人ノ為

三	為	已	ル	凡	同	本	裁	故	ノ
ノ	ノ	日	一	疑	一	條	判	ニ	權
適	設	前	ノ	ノ	十	ハ	所	或	利
例	ハ	段	點	起	ル	前	ト	ル	十
ヲ	テ	ト	又	ル	下	條	於	主	キ
示	レ	於	示	コ	ニ	ハ	テ	張	下
シ	テ	テ	セ	ト	関	於	更	ニ	ヲ
テ	ル	暗	リ	ヲ	ス	テ	ニ	付	主
右	法	ニ	入	得	ル	十	同	キ	張
ニ	文	示	キ	ハ	原	分	一	第	ス
関	ヲ	シ	其	キ	則	ニ	ノ	一	ル
ス	說	タ	原	則	ヲ	明	主	ノ	モ
ル	明	ル	則	ノ	茲	示	張	判	ノ
困	ス	場	ノ	適	ニ	シ	ヲ	決	ナ
難	ル	合	用	用	再	タ	為	リ	リ
ヲ	前	ヲ	ニ	ニ	說	ル	ス	リ	ニ
明	ニ	規	関	然	セ	目	下	タ	ル
示	当	定	ス	レ	ス	的	又	ル	ハ
ス	リ	ス	ル	ス	ル	物	得	ハ	ハ
ル	二	ル	ス	ス	レ	ノ	ス	ハ	ハ

三ノ通例ヲ示シテ右ニ関スル困難ヲ明示スル

セ	第	権	請	原	地	不	又	第	又
ラ	二	ヲ	求	告	役	動	請	一	有
レ		要	ノ	カ	権	産	求	入	益
タ	原	求	立	用	ヲ	ノ	セ	原	ト
リ	告	ス	タ	益	要	用	天	告	ス
ト	カ	ル	丹	権	求	益	敗	カ	
レ	或	下	リ	又	ス	権	訴	或	
テ	ル	ヲ	シ	以	ル	ヲ	セ	ル	
或	定	得	ト	地	下	要	タ	不	
ル	ヨ	ハ	キ	役	ヲ	求	リ	動	
金	リ	キ	次	権	得	セ	ト	産	
額	タ	ヤ	ニ	ヲ	ハ	又	セ	ノ	
ヲ	ル		其	請	キ	ハ	シ	完	
要	原		原	求	ヤ	其	其	全	
求	由		告	セ	又	不	原	所	
セ	レ		ハ	リ	右	動	告	有	
敗	因		完	リ	ニ	産	ハ	權	
訴	リ		全	シ	及	ニ	次	ノ	
セ	負		所	モ	シ	付	テ	回	
文	擔		有	其	テ	キ	右	復	

得	妻	ノ	力	世	心	直	林	天	リ
ル	キ	請	力	心	欲	千	心	前	ト
毫	又	求	一	心	テ	リ	金	ノ	セ
毛	或	民	ノ	是	請	一	額	金	レ
妨	之	於	請	テ	求	ノ	ヲ	額	此
々	之	テ	求	リ	ノ	注	請	日	場
無	ヨ	第	ノ	何	目	意	求	小	合
カ	リ	一	原	ン	的	シ	ス	一	ニ
ル	カ	ノ	由	ト	ハ	為	ル	層	於
可	テ	請	ト	ト	其	ス	フ	巨	テ
ク	金	求	異	レ	原	コ	ヲ	額	原
シ	額	ニ	ナ	ハ	由	ト	得	テ	告
ハ	ヲ	等	リ	第	ヨ	ヲ	一	ル	ハ
ナ	請	之	ト	二	リ	要	キ	カ	同
リ	求	キ	セ	ノ	之	ス	ヤ	又	一
羅	之	或	シ	請	ヲ	即	テ	ハ	ノ
馬	テ	ハ	カ	求	別	テ	此	一	原
ノ	之	之	第	ノ	ツ	此	場	層	由
法	ヲ	リ	二	原	ヲ	場	合	少	ニ
				由	得	合		額	基

得ルニ毫毛妨々無カル可クハナリ羅馬ノ法
 妻キ又或之ヨリカテ金額ヲ請求スル之リ
 ノ請求民於テ第一ノ理由ト異ナリトセシカ第二
 力一ノ請求ノ理由ト異ナリトセシカ第二
 世心是テリ何ントナレハ第二ノ請求ノ理由
 心欲テ請求ノ目的ハ其理由ヨリ之ヲ別ツテ得
 直千レ一ノ注意シ為スコトヲ要ス即チ此場合
 林心金額ヲ請求スルフ得一キヤ
 天前ノ金額日小一層巨額ナルカ又一層少額
 リトセレ此場合ニ於テ原告ハ同一ノ理由ニ基

得ルニ毫毛妨々無カニ可クシハナリ羅馬ノ法

學者已ニ言ハルアリ同一ノ物ハ數回同一ノ人

ニ對シテ負擔スルヲ得ハ此ト雖モ同一ノ物ハ

數回同一ノ人ニ屬スルヲ得スト蓋シ同一ノ

物ヲ同一ノ人ニ對シテ數回負擔スルハ數個ノ

異ナリタル權原ニ依ルヲ云フナリ

今ハ前ニ示シタル問題ヲ決定スルキ本法ノ立

文ヲ示ス可シ

要スルニ本法ノ意義ハ極メテ簡單ナリ凡ソ第

一ノ訴訟ニ於テハ判事ノ審理ニ附セラレタル

モ即チ判事ノ審事者ノ結論ニ從ヒ判決ス可

用	要	者	第一	考	今	請	判	其	事
益	不	者	同	究	此	求	事	決	決
權	几	猶	完	不	立	人	カ	定	人
ノ	右	ホ	全	可	文	為	判	如	何
レ	ノ	用	所	し	ノ	ノ	決	何	ト
ヲ	問	益	有	蘇	説	ハ	ス	ト	ト
認	題	權	權	蘇	明	完	ル	拘	ト
ム	ク	ヲ	ノ	ク	ト	全	下	ハ	既
ル	ル	要	回	ク	共	ニ	ヲ	ラ	判
ノ	判	求	復	ク	心	存	得	ス	事
權	事	ス	ヲ	ク	前	ス	キ	既	物
限	ハ	ル	請	ク	ニ	ル	リ	判	アリ
ヲ	原	下	求	ク	示	モ	シ	事	リ
有	告	ヲ	之	ク	之	ノ	モ	物	此
レ	ノ	得	テ	ク	々	ナ	付	アリ	点
シ	為	キ	敗	ク	ル	リ	テ	ト	付
ヤ	ノ	ヤ	訴	ク	問	リ	ハ	ト	テ
ヲ	只	之	シ	ク	題	リ	新	ト	ハ
			夕		ヲ				

用益權ノレヲ認ムルノ權限ヲ有シテ之ヲヤ
 用益權ノレヲ認ムルノ權限ヲ有シテ之ヲヤ
 用益權ノレヲ認ムルノ權限ヲ有シテ之ヲヤ

用益權ノミヲ認ムルハ權限ヲ有シタルヤ

知ルニ在リ然ルニ判事ハ用益權ノミヲ認ムル

又得ハ之非云フ上猶豫セシル可シ何ナクハ

回復請求ノ原告ハ同時ニ虛有權ヲ用益權トシ

主張民衆ノ下着做ルナリ故ニ判事ハ其原告

ニ二箇ノ權利ヲ認ムルヲ得ハ然レ其一箇ヲ認ム

是ヲ得ハ然レ又是等ノ權利ハ毫毛認ムルニ非

モ得ルニ總テ判事ハ原告ヲ為シ認ムルニ非

其相手方ノ不利益ニ原告ハ利益ニ於テ判

決セラレ又然レ判事ハ原告ノ為メ認ムルニ

下ハ之ニ反シ相手方ノ利益ニ原告ノ不

益
於
判決
也
之
此
之
十
日
氣
不
降

然
之
完
全
所
有
權
虛
有
權
又
之
用
益
權
回
復
請
求

之
訴
之
受
之
本
心
判
事
之
原
告
之
為
之
只
地
役
權
之

之
認
之
此
之
得
之
之
判
事
之
斷
之
事
之
為
之
不
之

得
之
之
信
之
之
之
是
之
此
權
利
之
前
之
權
利

之
一
分
之
非
之
之
之
他
之
性
質
之
權
利
之
之
之
之

又
虛
有
權
請
求
之
訴
之
受
之
之
判
事
之
原
告
之
為

之
用
益
權
之
認
之
之
判
事
之
得
之
用
益
權
請
求
之
訴
之

受
之
之
判
事
之
之
之
為
之
虛
有
權
之
認
之
之
之

得
之
之
可
之
故
之
最
初
之
訴
之
於
之
認
之
之
之
得
之

又	可	得	又	已	其	第	々	リ
ハ	ク	タ	ハ	ダ	物	二	々	レ
コ	ト	シ	ハ	ハ	代	事	之	一
ト	ク	ヤ	巨	ト	價	其	ヲ	ハ
ヤ	ナ	キ	額	七	下	日	請	又
判	判	此	若	七	金	貸	求	之
事	事	問	シ	言	其	與	ス	ヲ
カ	ハ	題	ハ	其	者	シ	レ	拒
請	前	ニ	少	同	同	タル	下	絶
求	請	依	額	一	又	レ	ヲ	ス
ヨ	求	リ	十	成	請	金	得	ル
リ	ス	テ	ハ	名	求	額	レ	一
巨	金	本	金	義	シ	又	全	ヲ
額	額	法	額	ニ	々	ハ	金	得
十	ヨ	ハ	以	於	混	責	夫	ス
ハ	リ	立	請	一	者	渡	小	從
金	巨	文	求	於	カ	シ	日	テ
額	額	又	以	一	敗	々	中	尚
ヲ	十	通	レ	同	訴	レ	々	ホ
與	ル	用	一	一			々	新
フ	カ	又	ヲ					

得
ル
可
シ
故
最
利
計
成
計
々
々
々

ノ	之	者	不	ハ	起	原	ハ	求	凡
車	二	ノ	其	原	ス	告	上	受	コ
ヲ	反	十	起	告	主	カ	告	受	ト
認	シ	七	過	ハ	然	此	付	受	ヲ
ス	テ	ハ	額	判	許	超	七	受	得
ル	判	十	ハ	決	ス	過	五	受	井
ハ	事	百	權	前	人	額	五	受	凡
ヲ	ハ	與	利	其	理	ハ	ハ	受	凡
得	其	ハ	及	請	由	新	ハ	受	凡
ハ	請	ハ	有	求	上	十	ハ	受	凡
シ	求	ハ	七	又	為	ハ	ハ	受	凡
何	ヲ	ハ	所	為	ハ	請	然	受	凡
ト	受	ハ	以	ハ	足	求	ハ	受	凡
十	テ	ハ	下	ハ	ハ	ヲ	ハ	受	凡
七	タ	ハ	ヲ	ハ	何	以	右	受	凡
ハ	ル	ハ	認	ハ	ト	更	ハ	受	凡
一	ヨ	ハ	メ	故	上	ハ	事	受	凡
定	リ	ハ	メ	向	十	訴	タ	受	凡
金	以	ハ	メ	自	七	ヲ	ル	受	凡
	内	ハ	メ					判	決

圖ノ請求中ニハ固ヨリ同一ノ名義ニテ證明セ

右	レ	ヲ	或	々	何	ハ	ニ	ヲ	圓
ニ	ハ	非	ル	レ	ト	更	判	レ	ノ
等	十	難	全	ハ	十	ニ	事	可	請
ニ	リ	ス	額	十	レ	何	カ	キ	求
キ		ル	ヲ	リ	ハ	等	何	一	中
然		下	認	又	判	ノ	等	層	ニ
テ		ヲ	メ	判	事	要	ノ	少	ハ
ノ		得	タ	事	ハ	求	事	額	圓
困		ス	ル	カ	何	ヲ	ヲ	ノ	ヨ
難		是	井	一	等	モ	モ	金	リ
ハ		レ	ハ	定	ノ	為	認	円	同
同		其	原	ノ	負	ス	ノ	ヲ	一
一		判	告	金	担	コ	サ	包	ノ
ノ		決	被	円	十	ト	リ	全	名
推		ハ	告	ノ	キ	ヲ	レ	ス	義
理		既	共	範	下	得	井	レ	ニ
ニ		判	ニ	圍	ヲ	サ	ハ	ハ	テ
基		事	其	内	判	ル	其	十	證
キ		物	數	ニ	決	ベ	原	リ	明
之		十	額	テ	ニ	レ	告	故	セ

王尚
敗訴
レ
ハ
リ

ヲ	レ	濟	得	ノ	ル	告	ヲ	辯	ヲ
得	ヨ	シ	ハ	金	ト	ハ	弁	又	決
ス	リ	タ	カ	額	ヲ	最	濟	ハ	ス
何	以	リ	リ	付	得	早	シ	答	ル
ト	上	ト	シ	付	ス	其	タ	辯	ト
十	ノ	陳	ヲ	ハ	何	金	ル	ニ	ヲ
レ	金	述	以	ハ	ト	額	旨	関	得
ハ	額	ス	テ	其	十	ノ	ヲ	ス	ハ
被	ヲ	ル	十	義	レ	一	陳	ル	故
告	辯	ニ	リ	務	ハ	分	弁	場	ニ
ハ	濟	於	若	ヲ	判	ヲ	シ	合	金
既	シ	テ	シ	免	事	弁	テ	ニ	圍
ニ	タ	ハ	又	カ	ハ	濟	敗	於	ノ
之	リ	其	被	レ	其	シ	訴	テ	訴
ヲ	ト	被	告	タ	被	タ	シ	被	ノ
主	主	告	カ	ル	告	リ	タ	カ	為
張	張	ハ	半	ト	カ	ト	ル	金	ノ
シ	ス	最	額	ヲ	其	主	片	全	ノ
タ	ル	早	ヲ	認	以	張	ハ	金	ノ
ル	ト	其	弁	メ	下	ス	被	額	抗

モ尚キ敗訴シタレハナリ

前敵

兵

條

前

七

難

國

時

述

有

軍

目

七

難

國

原因

原因

神

神

一

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

以上人金銀、
 陳述、
 於、
 被告、
 最早其
 人金銀、
 付、
 免、
 被告、
 其以下
 告、
 最早其
 一、
 被告、
 其以下
 告、
 最早其
 一、
 被告、
 其以下
 告、
 最早其
 一、
 被告、
 其以下
 告、
 最早其
 一、
 被告、
 其以下